

広島県告示第千百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年十一月九日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三二七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市因島中庄町字下峠二六三九番二地先から 尾道市因島中庄町字小掛迫二六一六番一地先まで	七・六〇〇 七・二〇〇	七・六〇〇 七・二〇〇		二二二・五〇	
	七・六〇〇 三・一〇〇			二二二・五〇	拡幅